国会事項

衆議院

要求書受領

三月二十一日、内閣から、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員に杉山治樹、福重さと子及び堀江正之を任命したいので、会計検査院法第十九条の三第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、公益認定等委員会委員に清水新一郎、生野考司、黒田かをり（亀谷かをり）、湯浅信好、原田大樹、北村聡子及び石津寿恵を任命したいので、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第三十五条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、公正取引委員会委員長に茶谷栄治を任命したいので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十九条第二項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、国家公安委員会委員に相星孝一を任命したいので、警察法第七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、公認会計士・監査審査会会長に青木雅明を、同委員に蟹江章、上田亮子、古布薫（志田薫）、玉井裕子、千葉通子、川村義則、塩谷公朗及び井野貴章を任命したいので、公認会計士法第三十七条の二第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、行政不服審査会委員に八木一洋、田澤奈津子、羽田淳一、福本美苗、中原茂樹及び野口貴公美（川口貴公美）を任命したいので、行政不服審査法第六十九条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、情報公開・個人情報保護審査会委員に中里智美、武藤京子、稲山文男、芳仲美恵子（畑美恵子）、寺田麻佑、木村琢麿、佐藤郁美、中村真由美（岡庭真由美）及び久末弥生を任命したいので、情報公開・個人情報保護審査会設置法第四条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、中央更生保護審査会委員に辻惠介を任命したいので、更生保護法第六条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、公害健康被害補償不服審査会委員に八木貴美子及び山田広樹を任命したいので、公害健康被害の補償等に関する法律第百十三条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

議案送付

三月二十一日参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の一部を改正する法律案

棚田地域振興法の一部を改正する法律案

山村振興法の一部を改正する法律案

又同日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

土地改良法等の一部を改正する法律案

大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案

議案撤回

三月二十一日次の議案は委員会において撤回を許可した。

政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案（大串博志外九名提出、第二百十六回国会衆法第一〇号）

政治資金規正法の一部を改正する法律案（青柳仁士外一名提出）

質問書提出

三月二十一日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

中国の半導体研究機関とわが国研究機関との提携に関する質問主意書（島田洋一提出）

答弁書受領

三月二十一日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員福田玄提出「処方箋を必要としない薬局医薬品」の取扱いに関する質問に対する答弁書

衆議院議員酒井なつみ提出小学校及び中学校の給食におけるエネルギーの摂取不足に関する質問に対する答弁書

衆議院議員島田洋一提出北朝鮮による拉致問題の「可視化」の意味に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎提出郵便に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則提出高額療養費制度改正の検討経緯に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則提出高額療養費制度改正についての今後の再検討に関する質問に対する答弁書

報告書受領

三月二十一日内閣から次の報告書を受領した。

ギャンブル等依存症対策基本法第十二条第七項において準用する同条第四項の規定に基づくギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更の報告

参議院

議案提出

三月二十一日衆議院から次の議案が提出された。

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の一部を改正する法律案（衆第一七号）

棚田地域振興法の一部を改正する法律案（衆第一九号）

山村振興法の一部を改正する法律案（衆第二〇号）

議案受領

三月二十一日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第一号）

土地改良法等の一部を改正する法律案（閣法第二二号）

大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第八号）